① 氏名が含まれる情報

② 氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定の個人を識別できる情報

③ 当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と協会員が保有する他の情報又は公開された情報をコンピューター等による処理で照合することによって特定の個人を識別できる情報

⑶ 「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する例

例えば、通常の作業範囲において、個人情報データベース等にアクセスし、照合することができる状態をいう。他の事業者への照会を要する場合や協会員内部でも部門が異なる場合等であって照合が困難な状況にある場合は、該当しない。

2．個人情報データベース等（第３項）

⑴ 「個人情報データベース等」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

① 従業員が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力、整理し、顧客への貸付けの契約の締結の勧誘など「会社の事業」のために使用し、又は供している場合（第３項イ）

② コンピューターを用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等（第３項ロ）

⑵ 「個人情報データベース等」に該当しない例

アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合

3．個人データ（第４項）

⑴ 「個人データ」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

① 個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報

② 個人情報データベース等から紙面に出力されたもの（そのコピーを含む。）

③ データ入力前の紙ベースの入会申込書や借入申込書であっても、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっている場合（「個人情報データベース等」に該当）において、当該個人情報データベースを構成する個人情報

④ 「氏名」を削除する等、第三者にとって特定の個人を識別することができないようにしたデータであっても、協会員から見れば、他の情報と照合することで特定の個人情報を識別することができ、かつ、特定の個人情報を容易に検索可能である場合（「個人情報データベース等」に該当）において、当該個人情報データベースを構成する個人情報

⑵ 「個人データ」に該当しない例

例えば、データ入力前の紙ベースの入会申込書や借入申込書等が、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっていない場合において、その中に含まれる個人情報は該当しない。

4．保有個人データ（第７項）

⑴ 「保有個人データ」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

① 自社が作成、処理した個人情報データベース等（自社の顧客などのデータベース、又はそれらの書類、帳簿）を構成する個人情報

② 企業データ等の外部のデータを協会員内部のデータと組み合わせて作成・保有するデータベースについて、協会員自らが、開示、訂正、追加又は削除、停止、消去及び第三者への提供停止のすべてに応じることができる権限（⑵において「開示等権限」という。）を有するときは、「保有個人データ」に該当する。

⑵ 「保有個人データ」に該当しない例

例えば、協会員が、委託を受けて個人データを取り扱う場合の委託元から取得したデータベース等、協会員自ら開示等権限がないものは該当しない。

⑶ 「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」の具体例（第７項ロ）

① 暴力団、いわゆる総会屋等、反社会的勢力若しくはその構成員等による不当要求行為を防止するためその他取引開始審査のために、協会員が当該団体等の個人データを保有している場合

② いわゆる不審者、悪質クレーマー等からの不当要求行為を防止するため、当該行為を繰り返す者の個人データを保有している場合

⑷ 「当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの」の具体例（第７項ニ）

① 警察からの捜査関係事項照会の受理、回答の過程で容疑者等の個人データを保有している場合

② 犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象となっている情報を保有している場合

（参照条文：保護法２条、施行令３条、４条関連、金融分野ガイドライン２条）

（利用目的の特定）

第３条　協会員は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予想できるようできる限り特定しなければならない。

2　前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、協会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。

3　協会員は、利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上本人が想定できる範囲内を超えて行ってはならない。

また、本人が想定できない変更を行う場合には、本人の同意を得なければならない。

4　協会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示しなければならない。

5　協会員は、法令等の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。

（許容例）

「商品案内等を郵送」→「商品案内等をメール送付」

（認められない例）

「アンケート集計に利用」→「商品案内等の郵送に利用」

なお、本人が想定できない変更を行う場合には、法第16条第１項の規定により、本人の同意を得なければならない。

（解説）

【会員における利用目的の特定】

以下の例を参考に、会員各社において個人情報の利用目的を特定する。

⑴ 利用目的の特定の例

① 与信判断および与信後の債権管理に利用するため

② 返済または支払能力に関する調査に利用するため

③ 新たな商品やサービスの開発をお知らせするため

④ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

⑤ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

⑥ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品・サービスの提供にかかる妥当性の判断のため

⑦ お客様に対し、取引結果などの報告を行うため

⑧ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

⑨ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

⑩ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

⑪ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

⑫ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（参照条文：保護法15条、金融分野ガイドライン３条）

（与信事業の利用目的）

第４条　協会員は、貸金業務を行うに際して個人情報を取得する場合においては、利用目的を明示する書面に確認欄を設けること等により、利用目的について本人の同意を得るよう努めなければならない。この場合において、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。